

# 安平町の医療給付事業 補助対象経費区分一覧

【色表示】・・・赤・青・黄、いずれかの色がついているところが安平町の助成対象

- 北海道補助基準
- 北海道基準の上乗せ(1割→初診時一部負担金のみ)
- 市町村独自助成
- 助成対象外

【文字表示】・・・助成対象者の負担割合

- 1割 医療費の1割自己負担あり
- 初診時一部負担金(医科580円・歯科510円・調剤無料)

年齢	重度				ひとり親(親)				ひとり親(子)				子ども			
	入院		入院外		入院		入院外		入院		入院外		入院		入院外	
	障課 老課	障初 老初	障課 老課	障初 老初	親課	親初	親課	親初	親課	親初	親課	親初	子初 (課税)	子初	子初 (課税)	子初
0歳																
1歳																
2歳																
3歳																
4歳																
5歳																
6歳																
7歳																
8歳																
9歳																
10歳																
11歳																
12歳																
13歳																
14歳																
15歳																
16歳																
17歳																
18歳																
19歳	1割		1割		1割		1割		※	※	※	※				
20歳	1割		1割		1割		1割									
21歳	1割		1割		1割		1割									
22歳	1割		1割		1割		1割									
23歳	1割		1割		1割		1割									
24歳	1割		1割		1割		1割									
25歳	1割		1割		1割		1割									
26歳	1割		1割		1割		1割									
27歳	1割		1割		1割		1割									
28歳	1割		1割		1割		1割									
29歳	1割		1割		1割		1割									
30歳	1割		1割		1割		1割									
31歳	1割		1割		1割		1割									
32歳	1割		1割		1割		1割									
33歳	1割		1割		1割		1割									
34歳	1割		1割		1割		1割									
35歳	1割		1割		1割		1割									
36歳	1割		1割		1割		1割									
37歳	1割		1割		1割		1割									
38歳	1割		1割		1割		1割									
39歳	1割		1割		1割		1割									
40歳	1割		1割		1割		1割									
41歳	1割		1割		1割		1割									
42歳	1割		1割		1割		1割									
43歳	1割		1割		1割		1割									
44歳	1割		1割		1割		1割									
45歳	1割		1割		1割		1割									
46歳	1割		1割		1割		1割									
47歳	1割		1割		1割		1割									
48歳	1割		1割		1割		1割									
49歳	1割		1割		1割		1割									
50歳	1割		1割		1割		1割									
51歳	1割		1割		1割		1割									
52歳	1割		1割		1割		1割									
53歳	1割		1割		1割		1割									
54歳	1割		1割		1割		1割									
55歳	1割		1割		1割		1割									
56歳	1割		1割		1割		1割									
57歳	1割		1割		1割		1割									
58歳	1割		1割		1割		1割									
59歳	1割		1割		1割		1割									
60歳	1割		1割		1割		1割									

小1  
小2  
小3  
小4  
小5  
小6  
中1  
中2  
中3  
高1  
高2  
高3

※ 親に扶養されている(学生等)高校卒業後20歳の誕生日の  
末日までの期間、ひとり親家庭を対象に助成(入院・入院外共  
通)  
→本人から町に助成継続の申請が必要です  
非課税世帯(親初)・・・初診時一部負担金のみ  
課税世帯(親課)・・・1割負担

以下、60歳以上同じ